

○奈良市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、太陽光発電事業の実施が自然環境、生活環境、景観その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電設備の設置及び維持管理等について必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域環境との調和を図り、もって市民の安心安全な生活及び環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換するための設備及びその付属設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。）をいう。
- (2) 太陽光発電事業 出力が10キロワット以上の太陽光発電設備（同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、近接した場所に設置する太陽光発電設備により合計出力が10キロワット以上となるものを含む。）を設置し、発電を行う事業をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (5) 地域住民等 太陽光発電事業の実施に伴い生活環境等に一定の影響を受けると認められる者で、次に掲げる者をいう。
 - ア 事業区域に隣接する土地又は当該土地にある建築物を所有する者
 - イ 事業区域の境界からの距離が規則で定める範囲内に居住する者
 - ウ その他の太陽光発電事業により生活環境等に一定の影響を受けると市長が認めた者
- (6) 事業計画 事業者が事業区域ごとに定める太陽光発電事業の実施に関する計画をいう。

（市の責務）

第3条 市は、第1条に定める目的に従い、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、太陽光発電設備の設置、維持管理、保守点検及び撤去（以下「設置等」という）並びに太陽光発電事業の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、災害及び事故の発生を防止し、環境の保全を図るため必要な措置を講じなければならない。

2 太陽光発電設備を設置等しようとする者は、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない

い。

(事前協議)

第5条 事業者は、太陽光発電事業を実施しようとするときは、規則で定めるところにより、事業計画について市長と事前協議を行わなければならない。

(地域住民等への説明)

第6条 事業者は、前条の事前協議を行った後、次条の規定による届出をしようとするときは、その事業区域の地域住民等に対し、規則で定めるところにより、あらかじめ説明会を開催しなければならない。

2 前項の説明会を開催するに当たっては、事業者は、前条の事前協議の結果を反映した事業計画の内容について地域住民等の理解が得られるよう努めなければならない。

3 地域住民等は、当該事業者に対し、当該事業計画に関する意見を口頭で述べ、又は意見書を提出することができる。

4 事業者は、前項の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(事業計画の届出)

第7条 事業者は、太陽光発電設備の設置工事（当該太陽光発電設備を設置するために行う木竹の伐採及び盛土、切土その他の造成工事を含む。以下「工事」という。）に着手する日の30日前までに、第5条の事前協議の結果を反映し、かつ前条第3項の意見を踏まえた事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(太陽光発電設備設置の届出)

第8条 前条の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る工事が完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第9条 前条の規定により届出をした事業者は、当該届出の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(標識の設置)

第10条 事業者は、事業区域の外部から見やすい場所に、当該事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置し、太陽光発電事業を実施する間、これを維持しなければならない。

2 事業者は、前項の標識に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必

要な措置を講じなければならない。

(維持管理等)

第11条 事業者は、太陽光発電事業を実施する間、災害及び事故の防止並びに自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全に係る支障が生じないよう、太陽光発電設備及び事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、太陽光発電事業に起因して災害及び事故の防止又は地域環境の保全等に支障が生じた場合は、速やかに当該支障を除去するとともに、再発防止のため必要な措置を講じなければならない。

(事業廃止の届出)

第12条 事業者は、太陽光発電事業を廃止したときは、その太陽光発電施設撤去工事が完了した日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第13条 市長は、太陽光発電設備の維持管理等の状況又はこの条例に基づく手続きの状況に関し、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電設備の設置の状況その他の必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域若しくは事業所その他の関係場所に立ち入らせ、太陽光発電設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言、指導及び勧告)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、助言及び指導をすることができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第5条の規定による事前協議を行わず、又は当該事前協議において虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出等を行ったとき。

(2) 第6条第1項の規定による説明会を開催しなかったとき。

(3) 第7条の規定による届出を行わず、又は当該届出前若しくは当該届出後30日以内に工事に

着手したとき。

- (4) 第8条、第9条又は第12条の規定による届出を行わなかったとき。
- (5) 第10条の規定による標識を設置しないとき。
- (6) 第11条の規定による維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えるおそれがあるとき。
- (7) 第13条の規定により求められた報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をしたとき。
- (8) 第13条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対して回答をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (9) 太陽光発電事業が生活環境、景観及び自然環境その他の地域環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるとき。
- (10) 前項の助言又は指導に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

第15条 市長は、前条第2項による勧告を受けた事業者が、正当な理由なくこれに従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行う場合は、あらかじめ当該事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。